

令和8年度「共済組合だより」広告募集要項

大阪市職員共済組合では、組合員やその家族に当共済組合の実施事業について理解を深めていただくため、定期的に「共済組合だより」を発行しています。この「共済組合だより」には、有料広告ページを設けており、広く広告掲載者を募集しています。

広告掲載を希望される場合は、この要項によりお申込みください。

1 募集媒体

- (1) 名称 共済組合だより
- (2) 規格 A 4
- (3) 頁数 6月・9月・12月発行分 12ページ（表紙・裏表紙を含む）
3月発行分 16ページ（表紙・裏表紙を含む）
- (4) 刷色 多色刷（カラー）
- (5) 部数 各号約 31,000 部
- (6) 発行 年 4回

※ バックナンバーは、当共済組合ホームページ「[共済組合だより（バックナンバー）](#)」をご覧ください。

2 広告掲載料

各申込区分（各号）1 枠あたり 120,000 円（税込）

3 広告の規格

- (1) サイズ A 4 1ページ
- (2) 寸法 縦 270mm×横 180mm
- (3) 刷色 多色刷（カラー）

4 広告の範囲

大阪市職員共済組合広告掲載要綱第 4 条の規定のいずれかに該当する広告は掲載しません。

5 募集枠数・募集期間

募集開始日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）午前 9 時

申込区分	発行時期	募集枠数	募集締切日
A（第 127 号）	令和 8 年 6 月中旬	2 枠	令和 8 年 4 月 10 日（金）
B（第 128 号）	令和 8 年 9 月中旬	2 枠	令和 8 年 7 月 10 日（金）
C（第 129 号）	令和 8 年 12 月中旬	3 枠	令和 8 年 10 月 9 日（金）
D（第 130 号）	令和 9 年 3 月中旬	2 枠	令和 9 年 1 月 8 日（金）

※ 申込みは、1 事業者につき各申込区分（各号）1 枠に限ります。

※ 募集締切日の受付時間は、午後 5 時 30 分までとします。

6 申込方法

「広告掲載申込書」を記入のうえ、当共済組合へご提出ください。

（郵送等の場合は、受領日時をもって申込が成立したものとします。）

電子メール可 E-mail：kyosai@city.osaka.lg.jp

電子メールで提出する場合は、必ず開封済みを要求すること。

7 広告掲載の取下げ

掲載申込みの取下げは、書面により行ってください。なお、広告掲載が決定した日以降の取下げはできません。

8 広告掲載者の決定方法

申込区分ごとに先着順で申込みを受け付け、大阪市職員共済組合広告掲載要綱に基づき審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

9 広告掲載料の納付

広告掲載決定通知書とともに振込口座をご案内しますので、指定する期日までに一括納付してください。なお、振込手数料は、広告掲載者の負担とします。

納付いただいた広告掲載料は還付しません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

※当共済組合は、適格請求書発行事業者ではありません。

10 広告原稿の作成及び提出

掲載が決定した広告原稿は、PDF データを、指定する期日までに当共済組合へ電子メールにてご提出ください。

E-mail : kyosai@city.osaka.lg.jp

※ 広告原稿の作成及び提出にかかる一切の費用は、広告掲載者の負担とします。

11 広告掲載決定の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取消すものとします。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となる時
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めるとき

12 その他

- (1) 広告掲載者は、広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
なお、広告の上部余白部分に「広告（広告に関する責任は広告掲載者に帰属します。）の文言を記載します。
- (2) 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決することとします。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて別途協議するものとします。

13 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

大阪市職員共済組合 庶務係

電話：06-6208-7541 FAX：06-6232-2746

E-mail:kyosai@city.osaka.lg.jp